

令和7年1月8日
水管理・国土保全局河川計画課

あらかわ
気候変動を考慮して荒川水系の長期計画を変更しました
～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、荒川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模(基本高水)を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量(河道配分流量)、施設等で対応する流量(洪水調節流量)を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、堤防強化と一体となった高台まちづくりの推進や広域避難等のソフト対策の強化、雨水貯留施設の設置や土砂災害対策等を推進することを提示しています。

<関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

- ・「荒川水系の河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiiinkai/kihonhoushin/index.html

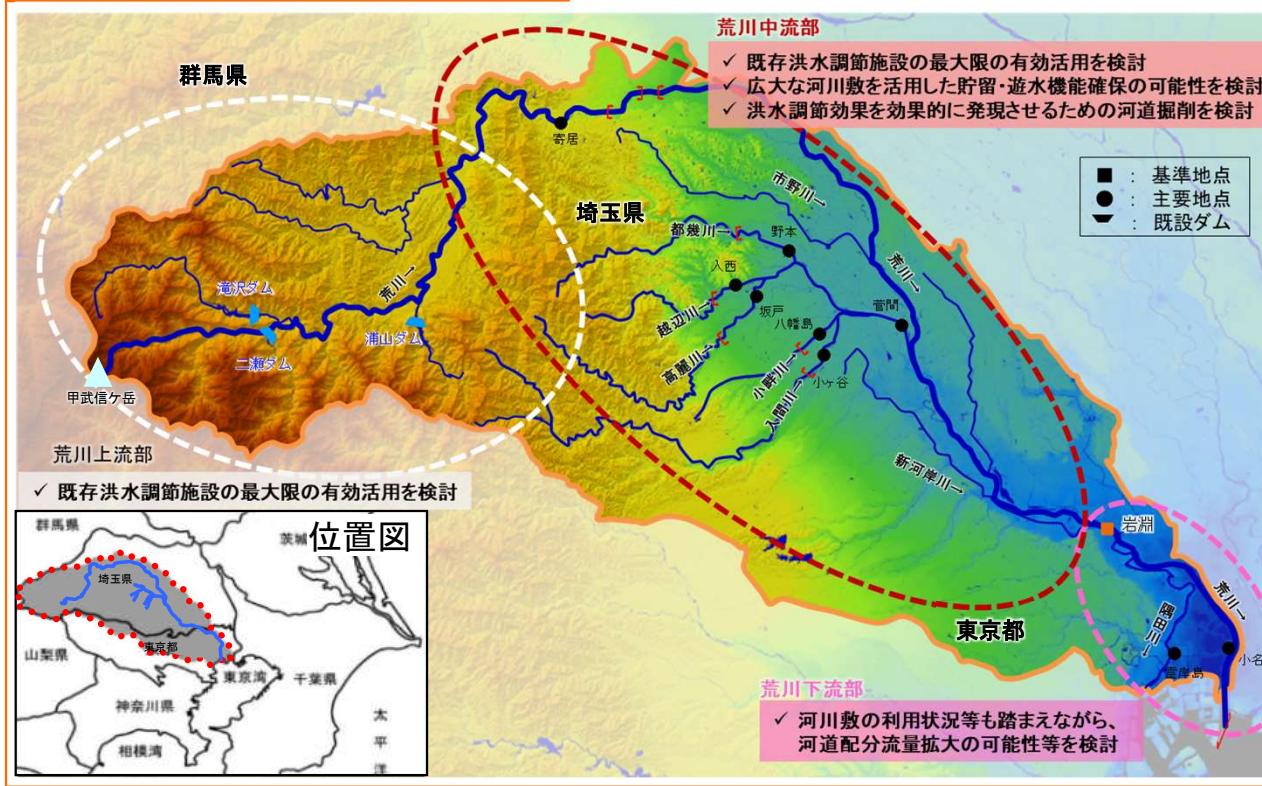
【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 梶、主任 斎藤
代表 03-5253-8111(内線:35352、35374) 直通 03-5253-8445

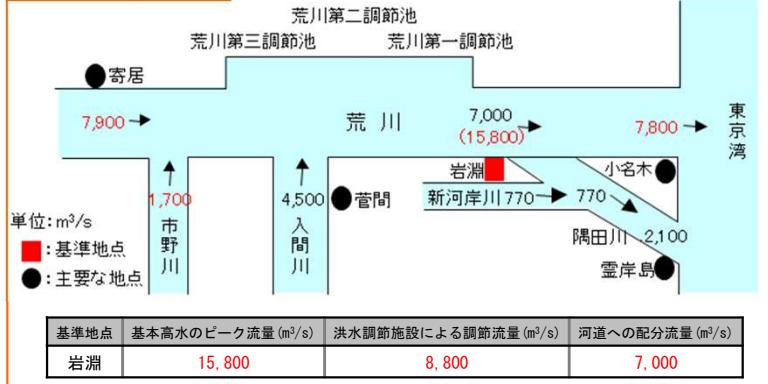
あらかわ 気候変動を踏まえた「荒川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点岩淵において、 $14,800\text{m}^3/\text{s}$ から $15,800\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、都心における貴重なオープンスペースとして高度に利用が進んでいる高水敷の状況や、中流部の広大な河川敷等を最大限有効活用した貯留・遊水機能の確保の可能性などを総合的に勘案して検討し、岩淵地点の河道配分流量を $7,000\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $8,800\text{m}^3/\text{s}$ と設定。
- あわせて、高規格堤防の整備と一体となつた高台まちづくりの取組や洪水リスクを踏まえたさらなる堤防強化、雨水貯留施設の設置等の流域における流出抑制対策、土地利用・住まい方の工夫、大規模水害発生時に備えた広域避難計画の検討、水災害リスク情報の充実など、流域治水の取組のさらなる推進を図る。

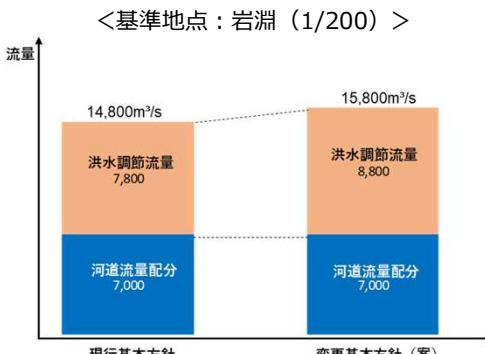
河道と洪水調節施設等の設定の考え方



計画高水流量図

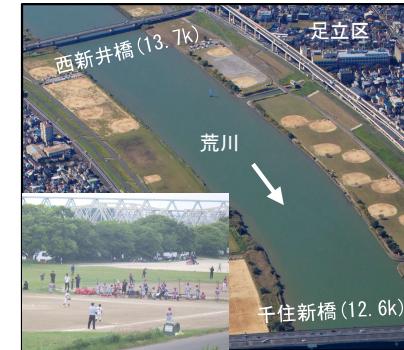


河道と洪水調節施設等の配分流量



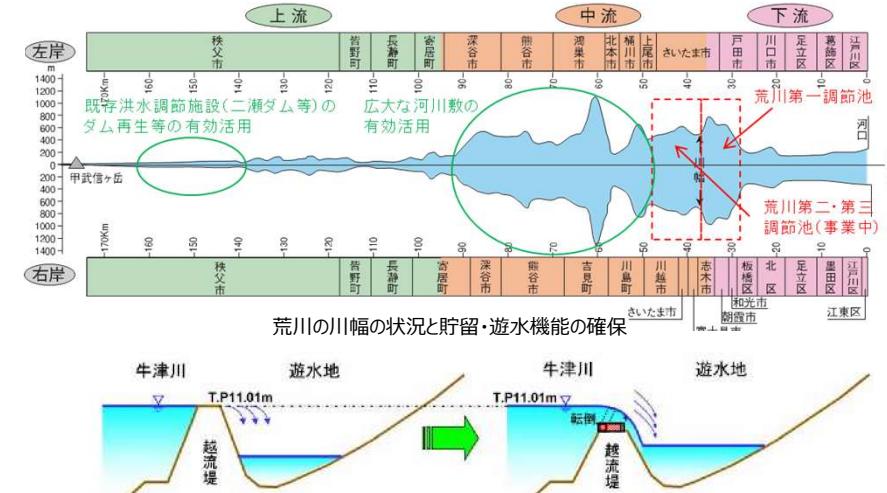
増大する洪水外力の対応 (河道への配分)

- 岩淵地点の河道配分流量の増大のためには、平常時は公園、グラウンド等として、災害時は臨時ヘリポートや避難場所として、高度利用が進む高水敷の掘削が必要となることなどから、現行方針の $7,000\text{m}^3/\text{s}$ を踏襲。



増大する洪水外力の対応 (洪水調節施設等への配分)

- 事前放流や嵩上げなどの改造等のダム再生、今後の技術進展も見据えた越流堤への可動堰設置等によるダム・調節池の有効活用に加え、広大な河川敷を有効活用した新たな貯留・遊水機能を確保することで、岩淵地点の河道配分流量を $7,000\text{m}^3/\text{s}$ まで低減可能であることを確認。

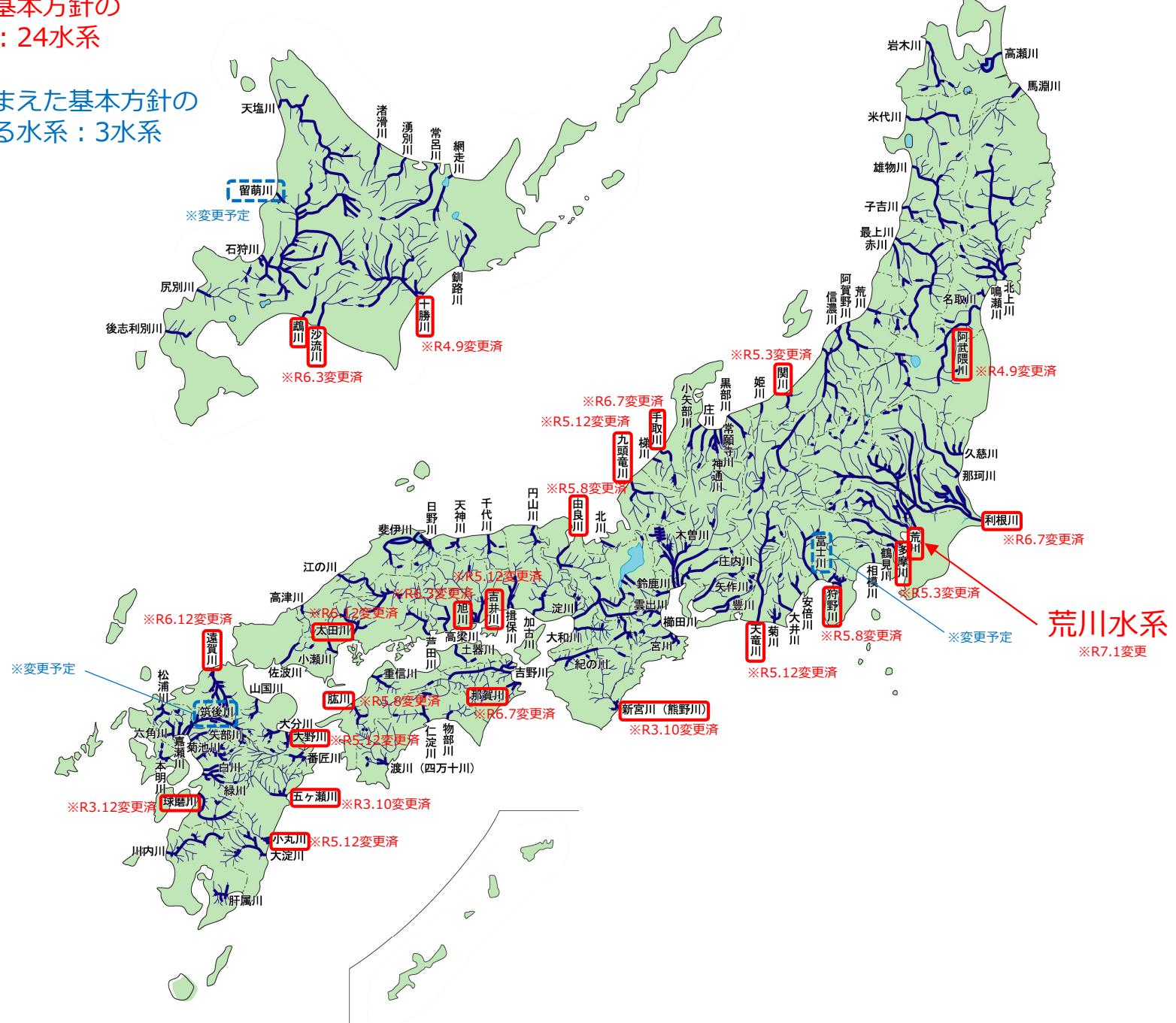


気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更予定水系

■ 気候変動を踏まえた基本方針の見直しを行った水系：24水系

〔 〕 今後、気候変動を踏まえた基本方針の見直しを予定している水系：3水系

全水系数：109



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20～30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画
の案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

河川整備計画
の決定・公表

意見聴取

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川法(昭和39年7月10日法律第167号) (抄)
(河川整備基本方針)

第十六条 (略)

2 (略)

3 國土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～5 (略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

河川工事、河川の維持